

# 給水器の設置について補助を受けることができます！

## 1 補助金の交付を受けることができる方（事業者）

市内に本店、支店その他の事業所等を有している事業者の方で、以下の条件で給水器を設置できる方が対象になります。

- ① 給水器を「無料給水スポット」として、その利用を特定の者に限定しないこと。
- ② 自社の市内事業所等に設置すること。
- ③ マイボトル等での給水が可能な給水器を設置すること。
- ④ 給水器の給水量が確認できるようにすること。

※ 補助金を利用して給水器を設置した事業所等は「無料給水スポット」として、豊橋市のホームページ等で住所等が公開されます。

※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている事業者等や、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者等は補助を受けることができません。

※ 補助金を利用して設置した給水器は、原則3年間使用していただくことになります。3年以内に給水器を破棄等すると、補助金を返還していただく場合があります。

## 2 補助金の額

給水器（付属メーターを含む。）の購入経費及び設置工事費の1/2

- ※ 消費税及び地方消費税は対象となりません。
- ※ 上限10万円で、1,000円未満切捨てです。
- ※ 原則1事業所等につき1基までです。

## 3 手続きの主な流れ（詳細は豊橋市 HP をご確認ください）



## 4 その他

補助金の申請は予算の範囲内で、先着順に受け付けます。

申請書受付期間：2022（令和4）年6月1日～2023（令和5）年2月28日

ホームページ：<https://www.city.toyohashi.lg.jp/46073.htm>



豊橋市 HP

## ■豊橋市では使い捨てプラスチックを削減するための取組を推進しています！

マイクロプラスチックは海中の有害な物資を吸着することがあり、魚などの海洋生物が誤って食べ、その魚などを人が食べることにより、最終的に人が有害な物質を摂取してしまう可能性が指摘されています。

この問題は非常に深刻な問題であり、世界中でペットボトルやレジ袋などの使い捨てプラスチックを減らす活動が盛んになっています。豊橋市でもオリジナルマイボトルの販売や給水マップの公開など、マイボトル・マイカップの利用促進のための運動を実施しています。



## ■無料給水スポットとして登録して、地球環境や社会への貢献をしませんか？

お店や事業所等に給水スポットがあれば、マイボトルに給水できる機会が多くなります。



マップは、ごみ分別促進アプリ『さんあ〜る』に掲載されています



iOS



Android

登録はこちらから！



マップで無料給水スポットをみつけて、お店へ行こう！

## ■使い捨てプラスチックの削減は、SDGsの実践につながります！

### ●水資源の保全



ペットボトルを使わない生活を意識することで、三河湾の豊かな水資源を保全することができます。

### ●熱中症対策



暑い夏は冷たい飲み物をマイボトルに入れて持参することで、熱中症対策になります。

### ●環境負荷の低減



ペットボトル飲料ではなく、マイボトルを使って飲料の提供を受けることで、限りある資源を大切にすることができるとともに、CO<sub>2</sub>の排出量の削減に繋がります。